

【利用料金表】 (H21年4月改正)

介護給付に要する業務内容の適正な反映、プロセスに応じた評価及びサービスの質の向上により、ご利用状況や給付管理業務の実態を適切に反映した報酬体系とする観点から要介護度別の算定をいたします。

(円/月)

利用区分	居宅介護支援費		
	取扱件数が 40件未満	取扱件数が 40件以上60件未 満	取扱件数が 60件以上
要介護1・2	1,070	535	321
要介護3・4・5	1,391	695	417
経過的要介護	-	-	-

(円/月)

ご利用者の状況に応じた加算	利用料金	内 容
初回加算	321	新規に居宅サービス計画を行う場合などが対象となります
退院・退所加算()	428	入院期間又は、入所期間が30日以下の場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めるとその他の連携を行った場合
退院・退所加算()	642	入院期間又は、入所期間が30日を超える場合であって、退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めるとその他の連携を行った場合
医療連携加算	160	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合
認知症加算	160	認知症日常生活自立度が 以上に該当する場合
独居高齢者加算	160	単独で居住している旨の申し立てがあった場合。当該利用者が住民票上でも単独居住である事の確認を行っている場合。又はアセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合

保険料の滞納により給付が制限されている場合は、上記金額を全額自己負担(10割分)いただきます。利用料の支払いと引き替えにサービス提供証明書と領収書を発行いたします。

交通費 ... 運営規程第7条に規定する通常の実施地域以外で止むを得ず事業所の自動車を使用した場合は、地域外で利用を要した距離1キロメートル当たり50円となります。また、公共交通機関を利用した場合は、地域外の旅客運賃の実費をご負担いただきます。